

今月のテーマ

ジュネーブでの障害者権利委員会の傍聴活動から

「パラレルレポート」の意義と課題

国際監視の仕組みを活用しない手はない

障害者権利条約には「国際監視システム」が組み込まれています。これは日本の障害者にとってまったく新しい武器です。

この監視のために国連には18人の委員からなる障害者権利委員会が設置されています。このシステムではまず、条約の実行状況とその成果について加盟国が権利委員会に報告します（締約国報告）。ついで権利委員会から事前質問事項がだされ、加盟国が回答し、そ

次の報告に備えます。実際、締約国報告は主に政府がやっていることを紹介しています。が、権利委員会は主に足りないことを指摘して実行を勧告します。障害者団体はなにが足りないかを事実をもって示すパラレルレポートを出すことができますので、重視されるのは当然です。

4月2日（日）	14：00-17：00	カナダNGOの会議（3日のブリーフィングの準備）
4月3日（月）	11：30-13：00	委員会へのカナダNGOブリーフィング
	15：00-18：00	委員会とカナダ政府の建設的対話（前半）
4月4日（火）	10：00-13：00	委員会とカナダ政府の建設的対話（後半）
	14：30-17：00	カナダNGOの会議（総括所見への提言づくり）
	18：00-20：00	カナダ大使館によるレセプション

JDFジュネーブ傍聴活動

JDF（日本障害フォーラム）は阿部一彦代表をはじめとする総勢13人で、2017年4月3、4日のカナダの建設的対話とそれをめぐるカナダ障害者団体のロビー活動を見学してきました。筆者もJD（日本障害者協議会）からの派遣でこれに参加してきました。

主な日程は表のとおりで、これ以外の時間帯に石川准さんなど4人の権利委員会委員と懇談がもてました。石川さんは今期日本人として初めて委員に選出された静岡

よいパラレルレポートとは

権利委員会委員として2期目に入ったブントン委員（タイ、国会議員、全盲）との懇談では、パラレルレポートで大事なことは科学的な証拠を示すこと、統計的な事実を示すこと。感情的、理念的な主張をしてもあまり影響はない、と話していました。よいパラレルレポートの例は、オーストラリア、デンマーク、ニュージーランドのものだとのこと、これらは総合的な情報を提供し、またその国のよい点も悪い点も紹介している、とのことでした。

審査では委員のなかから国ごとに担当者を決めて、その担当者が事前質問事項や総括所見の素案を作成します。ブントン委員はこれまで韓国、イランを担当し、EU（欧州連合）の副担当を務め、現在はオーストラリアの第2回目の審査の担当者となっていて、その後できれば日本も担当したいと話していました。ブントン委員は第1期のアジア太平洋障害者の10年の頃から日本の障害者との交流も重ねてきている人で、日本担当の最適任者と思われま

レポートで、日本の非障害者との比較で障害者の現状を紹介できないと、（杞憂かもしれないが）タイの障害者との比較が審査に影響してしまう懸念はあります。

日本の審査のスケジュールはどうか

権利委員会は締約国報告の提出順に審査を進めていて日本は現在41番目です。1会期に7カ国の審査をする現在のペースで進むと、6会期後（2020年春）に審査となり、2019年秋（8-9月）に事前質問事項の採択、2019年春に担当者の決定となると予想されます。その前（2019年1月頃）にはパラレルレポートを用意する必要があるため、実質的には2018年末まで、つまり準備期間はあと1年半となります。（1会期7カ国の審査ペースは変更される可能性もあり、今秋には決まりそうです。）

日本の障害者団体や事業者・専門職団体のとりくみを本格化させ、この監視システムという武器を最大に生かしたいものです。

佐藤久夫（さとう ひさお）

日本社会事業大学特任教授



▲「建設的対話の会場」。スクリーンには発言者、文字、手話が映し出される。

は条約の差別禁止の規定のモデルとなったと権利委員会委員長から紹介されるなど高く評価される場面もありましたが、まだまだ課題も多いようで、きびしい質問がたくさん出されました。先住民の障害者の貧困、全国の差別の訴えの半分が障害関係でとくに精神障害分野が多いこと、雇用・教育・地域生活・住宅などでも非障害者に比べて障害者の困難が大きいこと

などが取り上げられていました。大きな論点の一つは条約の実施や監視のための連邦の役割でした。条約は連邦が批准し、その実施と監視は連邦と州が担っています。各州は独自に法律を作っていて、独立性が認められる反面、格差も生まれているようです。全国で確実に実施され監視されるための仕組み作りに連邦政府はどうと